# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	予防接種の実施等に関する事務	全項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

神奈川県川崎市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

### 公表日

令和6年3月26日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I	基本情報
(	別添1)事務の内容
П	特定個人情報ファイルの概要
(	別添2)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
V	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(	別添3) 変更箇所

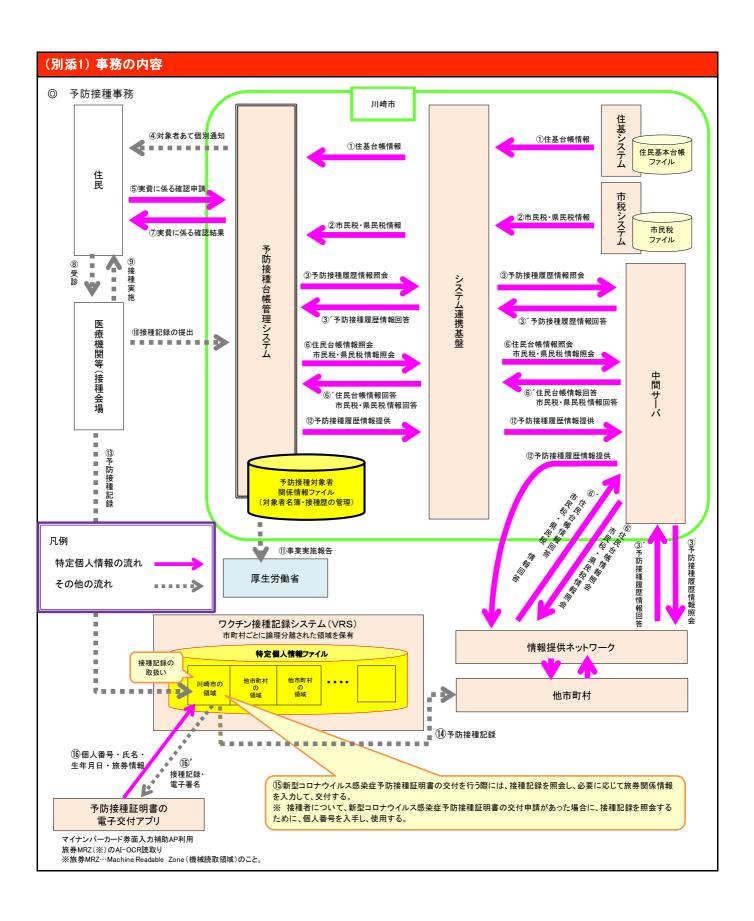
## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	予防接種の実施等に関する事務		
②事務の内容 ※	【概要】 ・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種履歴の管理・保管に関する事務を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。		
③対象人数	<選択肢>		
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム		
システム1			
①システムの名称	予防接種台帳管理システム		
②システムの機能	<ul> <li>1 対象者管理機能 予防接種の接種勧奨を行うための通知送付対象者抽出機能。</li> <li>2 接種歴管理機能 対象者の受けた予防接種情報を管理・保管する機能。</li> <li>3 予防接種履歴照会・証明書発行機能 接種履歴や通知の発送履歴の照会、予防接種依頼書や証明書等帳票の発行を行う機能。</li> <li>4 集計・統計機能 予防接種種類別・接種医療機関別の集計、国への事業報告書の作成する機能。</li> </ul>		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ] 庁内連携システム		
@## <b>@</b> \$ = 7	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇 ] 既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ 〇 ] 税務システム		
	[ ]その他 ( )		
システム2			
①システムの名称	システム連携基盤		
②システムの機能	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに 団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統 合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用 個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番住基GWへ送 信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 4 情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 5 既存システム連携機能 各業務システム連携機能 各業務システムとび中間サーバーと接続し、システム間での情報連携を行う。 6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限 管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ○ ]税務システム		

システム3		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターシステムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※報の照会と提供等の業務を実現する。(※1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提を取得して利用する。 1 符号管理機能情報提供に用いる個人の識別子である「符号和用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を2情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(退した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の供を行う機能。 4 既存システムと接続機能中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報に得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供データベース管理機能特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機7 データ送受信機能中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフ供、符号取得のための情報等について連携するための機8 セキュリティ管理機能セキュリティを管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能セキュリティを管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能	(1) や各情報保有機関で保有する特定個人情供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」」と、情報保有機関内で個人を特定するために保管・管理する機能。 連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提 提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取 情報提供等記録を生成し、管理する機能。 機能。 フェイスシステム)との間で情報照会、情報提 能能。
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]	庁内連携システム 既存住民基本台帳システム 税務システム )
システム4		
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	N/ 34 /= 34 A3
②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]	庁内連携システム
	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]	既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[ ]宛名システム等 [ ]:	税務システム
	[ 〇 ] その他 ( 他のシステムとの接続なし	)
システム5		
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能	
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオン・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の団体に公開する機能	

1		凹件	一ム  ガリで  灰形			
	③他のシステムとの接続	[	] 情報提供ネットワークシステム	[	] 庁内連携システム	
		[	] 住民基本台帳ネットワークシステム	[	] 既存住民基本台帳システム	
		]	] 宛名システム等	[	〕税務システム	
		[ (	)] その他 (他のシステムとの接続なし			)

### 3. 特定個人情報ファイル名 予防接種対象者関係情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ・予防接種の対象者・予防接種の実施記録等の情報の正確な把握かつ適正な管理を行うため。 ①事務実施上の必要性 ・対象者の情報を正確に把握することで、公平・公正な実費徴収を行うため。 ・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と受けた予防接種の記録を紐づけることで、接種記録 の管理・保管等について効率的な事務が可能となる。 ・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と地方税関係情報を紐づけることで、実費徴収におけ る公平な負担の確保が可能となる。 ・対象者の接種歴を管理することで、未接種者を迅速に把握でき、感染症の発生及びまん延防止のた ②実現が期待されるメリット めに確保すべき一定の予防接種率となるよう接種率向上の取り組みを強化できる。 ・番号制度の導入により、情報提供ネットワークを通じて他市町村の地方税情報所管課へ地方税関係 情報を照会することが可能となり、実費徴収における実費免除証明のための所得証明書等の取得が不 要となることで、市民の負担軽減につながる。また、他都市での接種履歴を照会することが可能となり、 転入者に対して新たに接種券を発行する時などに迅速に対応可能できる。 5. 個人番号の利用 ※ ・番号法第9条第1項 別表第1の10の項及び93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記 録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 法令上の根拠 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する 実施する ①実施の有無 1 2) 実施しない 3) 未定 <情報照会> ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、16の3項、17項、18項、19項及び115の2項 ②法令上の根拠 <情報提供> ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、16の3項及び115の2項 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 ②所属長の役職名 予防接種企画担当課長 8. 他の評価実施機関



#### (備考)

#### I 予防接種事務

- ① 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- ② 既存の市税システムから、予防接種法に基づく対象者及びその世帯員の所得等の情報を管理する。 ③ 情報提供ネットワークシステムから、転入者等の予防接種履歴に関する情報を入手し管理する。
- ④ 住基台帳情報・市民税・県民税情報から予防接種法に基づく対象者について、予防接種台帳を作成し、対象者あてに個別通知を 行う。 ⑤ 予防接種対象者等から実費に係る免除の申請を受理する。
- ⑥ 申請に基づき実費負担に該当するか否か確認する。
- ⑦ 確認結果を、対象者あて通知する。
- ⑧ 対象者が医療機関等に受診する。
- ⑨ 医療機関等で対象者が予防接種を受ける。
- ⑩ 接種を実施した医療機関等が、接種報告及び対象者の接種記録を提出する。
- ① 予防接種台帳に接種記録を記録し、厚生労働省あてに事業の実施報告を行う
- ① 情報提供ネットワークシステムにより予防接種履歴に関する情報を他市区町村に提供する。

### Ⅱ 新型コロナワクチン予防接種事務

- ③ 医療機関等がAI-OCRで接種券上のOCRを読込み、ワクチン接種記録システムに送信する。
- 4 他市町村からの照会に応じてワクチン接種記録システムにより予防接種記録を提供する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際には、接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力、印刷する。
- (6) 接種者から、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、 接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する (個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

### 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種対象者関係情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイル	<b>レの種類 <u>※</u></b>	<選択肢>
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	<ul><li>・予防接種法に基づく予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者</li><li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の対象者</li></ul>
	その必要性	予防接種対象者であることの管理、対象者の接種記録を適正に管理・保管、予防接種の実費負担の有無を決定するために必要
④記録さ	れる項目	<選択肢> 「10項目以上50項目未満 10項目以上50項目未満 2010項目以上50項目未満 2010項目以上50項目未満 3050項目以上100項目未満 40100項目以上
	主な記録項目 ※	<ul> <li>・識別情報         [ ○ ] 個人番号</li></ul>
	その妥当性	〇識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・その他識別情報:接種を受けた者を正確に特定し、接種記録の管理を適正に行うために必要 〇連絡先等情報 ・4情報:予防接種法に基づく対象者であることを確認するために必要 ・その他住民票関係情報:予防接種の実費に係る負担の有無を決定するために保有 〇実務関係情報 ・地方税関係情報:予防接種の実費に係る負担の有無を決定するために保有 ・予防接種記録:接種記録の管理を行うために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	始日	平成27年10月
⑥事務担当部署		健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当

3. 特定個人情報の入手・	使用
	[〇]本人又は本人の代理人
	[ <b>〇</b> ]評価実施機関内の他部署 ( 市民文化局戸籍住民サービス課 ) 財政局市民税管理課
①入手元 ※	[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )
	[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市町村地方税情報所管課 )
	[ ]民間事業者 ( )
	[ ]その他( )
	[ <b>O</b> ] 紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
@ 3 - 7 - 1 1	[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇]庁内連携システム
②入手方法	[〇]情報提供ネットワークシステム
	[O] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 ) 明書電子交付機能を含む。)
	・連絡先情報については、庁内連携システムを使用して随時又は本人等から申請を受けた都度入手する。
	・業務関係情報の地方税関係情報については、庁内連携システムを使用して月次単位で取得又は情報 提供ネットワークシステムを使用して申請を受けた都度入手する。
	・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手するとともに、転入者等については
③入手の時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを使用して転入時又は転入から一定期間経過後等に入手する。
	<ul><li>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉</li><li>・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度</li></ul>
	・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であっ
	て接種記録の照会が必要になる都度
	・連絡先情報を庁内連携システムを使用して入手する場合、評価実施機関の他部署で既に入手してい
	る情報であり、対象者の申請や他部署で入手している情報の更新の都度必要になるため、随時入手する。
	・業務関係情報の地方税関係情報を庁内連携システムを使用して入手する場合、評価実施機関の他部署で既に入手している情報であり、更新頻度の高い情報ではないため、庁内連携システムから月次で入手する。
	・連絡先情報及び地方税関係情報を本人等から入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。
	・連絡先情報及び地方税関係情報を情報提供ネットワークを使用して入手する場合、評価実施機関の 他部署が入手していない情報であり、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請 を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。
④入手に係る妥当性	・接種記録は、実施した医療機関から月次で入手する。 ・接種記録は、実施した医療機関から月次で入手する。または転入者等の前住所地の市区町村における接種記録については、転入時又は前住所地の市区町村において接種記録を入手するまでのタイムラ
	グを考慮して転入から一定期間経過後等に情報提供ネットワークシステムを使用して入手する。
	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉
	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。 (番号法第19条第16号)
	・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)
	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。
	・他の機関から入手する場合:番号法第19条8号。
	・他部署から入手する場合:番号法第9条第2項に基づく条例 ・本人から入手する場合:本人を通じて入手することとし、利用目的を本人に明示する。
⑤本人への明示	・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。
	・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから 入手する。

	使用部署	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当、健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当、各区役所衛生課
⑦使用の主	使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※		①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等の申請内容等を予防接種台帳管理システムに登録し、登録された情報を基に予防接種法に基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の実費の有無を確認する。 ②接種記録の管理・保管 予防接種台帳管理システムに接種記録を登録し、接種記録の管理及び保管を行う。 ③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報等の予防接種台帳管理システムに登録された情報を基に、予防接種費用の実費に係る免除対象者の確認及び確認結果の通知を行う。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
悖	情報の突合 ※	・住民コードにより住民票関係情報と地方税関係情報を突合し、対象者の資格を確認する。(使用方法①及び③に該当) ・予防接種事業用整理番号により住民票関係情報と対象者情報を確認する。(使用方法②に該当) ・個人番号により本人等の申請内容、住民関係情報、地方税関係情報を突合し、実費に係る免除対象者の確認を行う。(使用方法③に該当) ・個人番号により転入者等の対象者情報と前住所地の市区町村における接種記録を突合し、当該転入者等の接種記録を確認・登録する。(使用方法②に該当) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。
情 ※	情報の統計分析	特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を 手え得る決定 ※	予防接種費用の実費に係る負担の有無の決定
⑨使用開始	<del>]</del> 日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託(	D有無 <mark>※</mark>	[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない ( 2)件		
委託事項1		予防接種台帳管理システムの運用・保守		
①委訂	<b>壬内容</b>	システム障害対応、問合せに対するサポート対応、パッケージシステムのレベルアップ対応、クライアン トOS・ブラウザの更新対応、システムの定期点検、最新動向や重要な制度改正に伴う情報提供、制度 改正に伴うプログラム改修、機器更新に伴うデータ移行等		
	吸いを委託する特定個 プァイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 100万人以上1,000万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者		
	その妥当性	予防接種台帳管理システムの安定的な稼働のため、専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者であるため		
③委言	<b>モ先における取扱者数</b>	<選択肢>		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		<ul> <li>[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</li> <li>[ ] フラッシュメモ [ ]紙 [ O ] その他 (サーバ室内におけるシステムの直接操作 )</li> </ul>		
⑤委詞	<b>モ先名の確認方法</b>	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能		
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 川崎支店		
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない		
委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。		
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託		
委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
①委託内容		感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部 2)特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 100万人以上1,000万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者		
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。		



③委請	託先における取扱者数	<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ]         [ O] その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[O]提供を行っている ( 4)件 [O]移転を行っている ( 1)件		
提供·移転の有無	[ ]行っていない		
提供先1	市区町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 16の2項		
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ		
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線		
。 ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
<b>①提供</b> 刀法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙		
	[ ]その他 ( )		
⑦時期·頻度	照会を受けた都度		
提供先2	都道府県知事		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 16の3項		
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ		
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線		
。 ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
<b>①提供</b> 刀法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙		
	[ ]その他 ( )		
⑦時期·頻度	照会を受けた都度		
提供先3	市区町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 115の2項		
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定める もの		
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		

	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
。 ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>少徒快</b> 刀法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先4	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 100万人以上1,000万人未満 ] 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ <b>O</b> ] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)
⑦時期·頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
移転先1	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は 第3項
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規 定される事務(母子保健法による保健指導又は健康診査に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	予防接種法に基づく予防接種の対象者(母子保健法第6条第2項の乳児又は同条第3項の幼児に限る。)及び当該者と同一の世帯に属する者
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線
。 ⑥移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
₩174 F417 IA	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

### 6. 特定個人情報の保管・消去 < 予防接種台帳管理システムにおける措置> ①予防接種台帳管理システムは、入退室管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(権限のある 者のみ登録)を必要とする部屋に設置した施錠したラック内にサーバを設置し、保管している。 ②サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室 管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサー バー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末に一時的に記録した電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムに ①保管場所 ※ て入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とす る場所に設置しているサーバーに保管する。 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等 の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国 際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じて いる ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6)5年 期間 5年 ] 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 7) 6年以上10年未満 ②保管期間 10) 定められていない その妥当性 予防接種関係法令に基づき少なくとも5年間は適正に管理・保存を行うことが規定されているため。 <予防接種台帳管理システムにおける措置> ①保管期間を経過後、予防接種台帳管理システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報 を順次消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、予防接種台帳管理システムに係る保守を行う事業者において、 保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同 期を取って、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者等が特定個人情 報を消去することは無い。また、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者におい て、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プ ラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ③消去方法 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者にお いて、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去す <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、静脈認証(アクセス権限のある 者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管後、速やかに完全消去する。

\*タト砂記惕栄体に一吋的に記鋏しに触入角方り亀ナ中請ナーダは、使用の郁及迷やかに元王将ム9 る。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>

- ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができ る。
- ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消 去することができない。

### 7. 備考

### (別添2)特定個人情報ファイル記録項目

予防接種対象者関係情報ファイル・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

予防接種対象者関係情報ファイル・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

### 【予防接種対象者関係情報ファイル】

	マイナンバー情報	個人番号
		住民コード
		生年月日
		性別
		カナ氏名
		漢字氏名
	(日) (桂却	続柄
	個人情報	異動事由
		削除フラグ
		住定年月日
		削除年月日
次 # # #		市民となった日
資格情報 (1)		不交付フラグ
(1)	前住所情報	前住所区分
		前住所漢字
	4 4 5 1 1 1 1	先住所区分
	先住所情報	先住所漢字
		世帯コード
	世帯情報	世帯主名漢字
		現住所漢字
		宛名区分
		外国人住民となった日
	外国人固有情報	漢字併記名
		漢字通称名
		通称履歴情報

	住民コード
	合計所得額
	所得割額
	均等割額
資格情報	非課税コード
(2)	開示コード
	異動年月日
	氏名情報
	年金収入
	減免理由コード

	接種年月日
	予防接種の種類
接種記録情報	接種場所
	接種量
	接種液の製造番号

### <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

	マイナンバー情報	個人番号
	個人情報	自治体コード
		宛名番号
資格情報		生年月日
		性別
		カナ氏名
		漢字氏名
		接種券番号

4	接種状況(実施/未実施)
接種記録情報	接種回(1回目/2回目/3回目)
	接種日
	ワクチンメーカー
	ロット番号
	ワクチン種類
	製品名
予防接種証明書 記録情報	旅券関係情報(旧姓・別姓・別 名、ローマ字氏名、国籍、旅券 番号)
	証明書ID
	証明書発行年月日

## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク19を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種対象者関係情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク				
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申請内容等と予防接種台帳管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。 ・予防接種台帳管理システムでは、予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者の情報を管理するため、それ以外の者の情報は入手することはできない。 〈住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置〉マニュアルや映ら上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉・転入者本人からの個人番号の入手当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。・転出元市区町村からの接種記録の入手当市の転入者について、転出元市区町村から接種記録の入手当市の転入者について、転出元市区町村から接種記録の入手当本の転入者について、転出元市区町村から接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。・転出元市区町村からの接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。(転出元はいては長者の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)交付申請には、個人番号カードのICテップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。(券面事項入力補助AP)と暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。				
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	<ul> <li>・予防接種業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。</li> <li>・申請書類については、必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等を工夫する。</li> <li>〈住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置〉</li> <li>住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>〈ワクチン接種記録システム等における追加措置〉</li> <li>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

### リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク ・申請書類等本人等を通じて入手する場合は、説明書等を用いて利用目的を本人に明示する。 ・予防接種台帳管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる 認証を行っている。 また、認証後は、利用者権限を設定することによって、入手可能な情報に制限をかける。 ・アクセスログを取得し、定期的に確認を行う。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号 カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人 からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいの リスクに対する措置の内容 か理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるも のか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じて いる。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、 他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じる ことで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 <選択肢> Γ 十分である 1 リスクへの対策は十分か 1)特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に 係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、 個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の 入手の際の本人確認の措置 個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を の内容 実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助 APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 個人番号の真正性確認の措 ・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 置の内容 ・既存住基システムから入手した個人番号の照合により、真正性の確認を行う。 ・氏名・住所・生年月日等の個人番号以外の情報を複合的にチェックする。 ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するため、入力、削除及び訂正を 行った者以外の者が確認する等の確認作業を行う。 ・入力した原本(申請書類等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックを行う。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申請書類等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて 管理し、保管する。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、 特定個人情報の正確性確保 不正確な個人番号が入力されないようにしている。 の措置の内容 また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことに より、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS において真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。

その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	・申請書類等は、対象者又は当該者と同一の世帯に属する者から受理することを原則とし、それ以外の代理人については、書面により対象者から委任を受けたことを確認できる者であり、かつ代理人の本人確認を行う。 ・特定個人情報が記載された申請書類等は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。  〈住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置〉 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。  〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>

入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。

3. 特	定個人情報の使用								
リスク	1: 目的を超えた紐付(	ナ、事務に	こ必要のな	い情報との	紐付けが行	テわれるリスク			
宛名シ 置の内	·ステム等における措 容	人事異なった、シス	動や権限変 テム連携	変更等が生じ 基盤では、各	た場合は 利用シス <sup>-</sup>	人事情報を適宜	!反映するこ スワードに。	操作や情報照会などをき とで、その正確性を担保 よる認証及びアクセス制 いる。	よする。ま
・予防接種台帳管理システムは予防接種事業を行う上で必要な情報のみを保持しており、必要のない情報は記録できないため、紐付けが行われることはない。 ・情報管理責任者により、利用する職員ごとに業務単位で利用者権限を設定することで、アクセスできる情報を制限している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由で ワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。						セスでき			
その他	の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[	十分	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され	にいる にている	2) 十分である	
リスク2	2: 権限のない者(元職	哉員、アク	セス権限の	のない職員等	手)によって	不正に使用され	るリスク		
ユーザ	認証の管理	[ <del>1</del>	<sub>うっている</sub>	]		<選択肢> 1) 行っている		2) 行っていない	
	具体的な管理方法	証く・割く を 住一当く を は し り り し り し り し り り し り り り り り り り り	orいる。 がマイナ・電 ス検とと種子とない チンな接種者記 とになま とに端 な ANN が な が で と を は を と を を と を を と を を と を を と を を と を を と を を と を を と を と を と と と と に に 、 は に に が は を と は に が と は に 。 は に が と は に が と は 。 と に が 。 と に が と が と し に が と が と が と し と し と し と と と と と と と と と	ータルからオ 子申請機能:、IDとパスワ 録システム(V よって不正に 录システム(V うに制御して 限定された: 录システム(V 录システム(V	ンラインで をLGWAN リードによる /RS)におい 使用され RS)におけいる。 者しかロク	で申請する場合の 接続端末上で利別 5認証を行う。 ける追加措置> ないよう、以下のご る特定個人情報 インできる権限を るのログイン認記	措置 > 用する必要 対策を講じ へのアクセン に保持しない Eは、ユーサ	スは、LG-WAN端末によ	ーザIDを る操作に 。
アクセ	ス権限の管理	[ <del>1</del>	<sub>すっている</sub>	]		<選択肢> 1) 行っている		2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・操作ロ く住民 ・定認を を マワクチ	グを取得・ がマイナポ ルスーザル が不正利用 かに変更 チン接種記	保管し、不正 ータルからオ D一覧をシス Jの有無をユ 「又は削除す 録システム(V 最システム(V	な利用を シラインで テムよりと ーザID管で る。 /RS)におし	利用する職員ごと分析するため、定で申請する場合の出力し、アクセス権理者が確認を行う	期的に確認 措置> 証限の管理 。また、不見	立で利用者権限を設定す	ス権限の クセス権

特定值	固人情報の使用の記録	[ 記録を残している	3 ]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	報を取り扱った記録(操作 て定期的に確認を行う。 く住民がマイナポータルだ	日、操作時間 いらオンライン 機能へのアク きるようにする ックし、不正と -ム(VRS)にお	、取扱者)等のログ情報をで申請する場合の措置>セスログ、システムへのア。 いみられる操作があった場合はあら追加措置>	
その作	也の措置の内容	_			
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 従業者が事務外で	使用するリスク			
リスク	に対する措置の内容		いまいて、事からオンライン からオンライン 機能へアクセ は検索・電子申 賃任者の承認	野務外利用の禁止等につしで申請する場合の措置>スできる端末を制限する。 お講機能から取得した個人を得たうえで複製する。な	ヽて指導する。 番号付電子申請データ等のデータを お、外部記憶媒体は限定されたUSB
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	4: 特定個人情報ファイ	「ルが不正に複製されるリス	スク		
リスク	に対する措置の内容	や業務目的以外の複製を ・アクセス権限を付与された LGWAN接続端末への保存 ・外部記憶媒体にサービス 複製する場合、事前に責任 モリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータ 〈新型コロナウイルス感染・ 住民基本台帳システム(VRS)、 ・作業を行う職員及び端末 ・作業に用いる電子記録	ダウオかは、   はないでは、   はないではないでは、   はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	まできない仕組みとなってで申請する場合の措置まで申請する場合の指置またした個人番号付電子が、個人番ができる。は、個人等だけが、個人等が個と等がのようで複響する。なお、個人では、以下のようには、以下のようには、以下のようには、以下のようには、はで理簿等には、日間では、では、「一次を確実には、「一次を確す。」と、「大の歴を残す。	いる。 データ等のデータについて、改ざんて業務を行う。 電子申請等のデータについて、きるようシステム的に制御する。 番号付電子申請データ等のデータを、外部記憶媒体は限定されたUSBメ 加措置〉 報を抽出したCSVファイルをワクチいる。 等を防止するために、許可された専 录を記載する等、利用履歴を残す。 当該承認の記録を残す。 ド設定を行う。
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

- ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
- ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
- ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、 個人番号を入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、 個人番号を入手し、使用する。
- ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

- ①委託先の選定要件として、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO9000等の認証の 取得及びプライバシーマークの認定等を考慮して選定する。
- ②業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の 情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。
- (ア) 『川崎市情報セキュリティ基準』等の遵守
- (イ)機密保持
- (ウ) 再委託の禁止又は制限
- (エ) 指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止
- (オ) 情報の複写及び複製の禁止
- (カ)情報の帰属
- (キ)情報資産の授受・搬送・保管・廃棄等
- (ク) 本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室
- (ケ) 事故発生時における報告義務
- (コ) 事故時等の公表
- (サ)情報セキュリティの確保に必要な管理事項

### 情報保護管理体制の確認

③委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、 機密保持等に関する誓約書を提出させる。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの 利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記

システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人 情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。

- ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
- ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録
- ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール
- ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定
- ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保
- ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情

の提供を受ける際の入手に係る保護措置

#### <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲 制限している 1)制限している 2) 制限していない 覧者・更新者の制限 作業者を限定するため、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 具体的な制限方法 ・操作ログを取得、定期的に確認することで、不正な使用がないことを確認する。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取 記録を残していない 1 1) 記録を残している 2) 記録を残していない 扱いの記録 ・アクセスログを取得し、ログイン記録を残す。 具体的な方法 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。

特定個	人情報の提供ルール	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
‡ (	委託先から他者への 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	・委託先から他社への特定個人 ・必要があれば、当市職員が現場			
‡ (	委託元と委託先間の 是供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	・情報を提供する場合は、日付及	ひ件数	な等を記載した受渡界	[等の書類により行い、管理する。
特定個	人情報の消去ルール	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
)	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 去	委託契約書にて、以下の措置に・情報の複写及び複製を行わない・業務終了後、速やかに本市には講じ、安全適切に廃棄しなければ・返却又は廃棄する際は、受渡	いこと 青報を返 ずならな	返却、又は本市の指 い。	∵現地調査を行う。 示に従い、情報を復元できないよう措置を
	約書中の特定個人情 バルの取扱いに関する	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	・業務委託契約書に次に掲げるに関する遵守事項を説明する。 (ア)『川崎市情報セキュリティ基(イ)機密保持 (ウ)再委託の禁止又は制限 (エ)指示目的外の使用及び第第(水)情報の複写及び複製の禁(水)情報の帰属 (キ)情報の帰属 (キ)本市の情報システムの使用 (ケ)事故発生時における報告記(コ)事故時等の公表 (サ)情報セキュリティの確保に	三者へ( 三者へ( 亡 ・廃棄の 長務	の遵守 の提供の禁止 等 設置場所への入退!	契約締結にあたり本市の情報セキュリティ
	先による特定個人情 バルの適切な取扱いの	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 十分に行ってい	「行っている 2)十分に行っている ない 4)再委託していない
	具体的な方法	・書面による許諾の無い再委託を実施することとしている。	を禁止す	「るとともに、再委託	先においては委託先と同等のリスク対策を
その他	の措置の内容				とを検証及び確認するため委託先及び再 いても同じ。)に対して、監査又は検査を
リスクイ	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行っている。

5. 特	定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワ	ークシステ	ムを通じた提供を除く。)	[ ]	提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転だ	「行われるリスク				
特定( の記録	固人情報の提供・移転 録	[ 記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を	残していない
	具体的な方法	作成日時、提供日時等のま ・システム連携基盤では、特 る。 <ワクチン接種記録システ	ミ行処理結果 寺定個人情幸 ム(VRS)によ ム(VRS)では	最の提供・移転日時及び提係 らける追加措置> 、他市区町村への提供の記	っている。 共・移転先につい	いて記録を残してい
	       	[ 定めている	]	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>1) 定めている</li></ul>	2) 定めて	こいない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・同一機関内における移転 確認した上で、必要な情報	の際は、提信 のみを提供で	1号に基づく条例に規定され 共先の各所管課あて利用の することとしている。 )提供・移転が行われていな	許可を行った場	場合に、利用内容を
その作	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分で	 :ある
リスク	2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク				
リスク	心対する措置の内容	・操作ログを記録し、誰がい ・閲覧、データ提供等につい ・システム連携基盤では、名 ており、不適切な方法で特別 〈新型コロナウイルス感染症・転出元市区町村への個人 当市への転入者について 番号を提供するが、その際 報を、ワクチン接種記録シス	Nつどの端末 Nつとの端末 NT は、 NT 相用システ 定 が 大 大 大 大 大 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	区町村から接種記録を入手 本台帳等により照会対象者 を用いて提供する。 るが、その際は、転出元市 とを確認し、当該個人番号に	かを把握している。 ている。 よる認証及びアー している。 加措置〉 するため、転出 の個人番号であ 区町村において	クセス制御を実施し 元市区町村へ個人 5ることを確認した情 て、住民基本台帳等
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分で	きある
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った	:相手に提供	せ・移転してしまうリスク		
・特・閲 提供・シスでの リスクに対する措置の内容 く気・転 当 長 誤った で で で で で で で で で い い で い い い い い い い		・閲覧、データ提供について 提供は、システム上、許可で ・システム連携基盤では、あ ての情報を連携することが <ワクチン接種記録システ・転出元市区町村への個人	転時には、 を では、 許提供 からかじい ない ない ない ない ない は、 番 を もの がしい は、 の できない は、 の できない は、 の できるがい は、 の できない は、 の できるがらい は、 の できない は、 の できるがらい は、 の できない は、 の できるがらい は、 の できるがらい は、 は、 の できるがらい は、 の できるがらい は、 は、 の できるがらい は、 の できるがらい は、 は、 の できるがらい は、 は、 は、 の でも、 は、 の でも、 は、 の でも、 は、 の でも、 の の でも、 の でも、 の の の の の の の の の の の の の	夏数の担当者による等、内容、依頼書等で管理している。 にのみ提供されるよう制限 定された提供・移転先のみま 組みとなっている。 らける追加措置> も、転出先市区町村への接利 区町村から接種記録を入手 号と共に転出元の市区町村 に送信したとしても、電文を登	。庁内連携シス している。 が連携可能とな 重記録の提供 するため、転出 コードを送信す 受ける 市区町	テム等によるデータ つており、また、すべ っており、また、すべ に市区町村へ個人 る。そのため、仮に けでは、該当者がい

<選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を 入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ]接続しない(入手) ]接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログ アウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会な どを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その 正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(\*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許 可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(\*2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求 め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することにな る。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセ キュリティリスクに対応している。 リスクに対する措置の内容 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(\*3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログ アウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適 切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (\*1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う 機能。 (\*2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照 会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (\*3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人 情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報 を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <選択肢> 十分である Γ リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実 施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネット ワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保さ リスクに対する措置の内容 れている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持し た行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、 通信を暗号化することで安全性を確保している。

く選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

]

リスクへの対策は十分か

十分である

### リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

<システム連携基盤における措置>

①システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

### リスクに対する措置の内容

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

### リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク <システム連携基盤における措置> ①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で 削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログ アウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会な どを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その 正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するた め、漏えい・紛失のリスクに対応している(\*)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する 仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会 機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ ンライン連携を抑止する仕組みになっている。 リスクに対する措置の内容 (\*)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信す る特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになってい そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持し た行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対 応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、 通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障 害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報 適宜反映することで、その正確性を担保している。 <選択肢> Γ 十分である 1 リスクへの対策は十分か 1)特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul> <li>〈システム連携基盤における措置〉 ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</li> <li>〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応る。</li> <li>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応している。</li> <li>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>(*)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</li> <li>〈中間サーバーの運用における措置〉</li> <li>①中間サーバーの運用における措置〉</li> <li>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</li> </ul>				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・アウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提どを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、そ正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
①セキュリティ管理機能(*)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会ら受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログフを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切ンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (*)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。  〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを終た行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供。 るリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するととも通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業はアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 〈中間サーバーの運用における措置〉 ①中間サーバーの運用における措置〉 ①中間サーバーの運用における措置〉 ①中間サーバーの運用における措置〉
リスクへの対策は十分か [ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスクフ: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
リスクへの対策は十分か

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### <システム連携基盤における措置>

①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、 操

作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。

③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内 容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

### <中間サーバーの運用における措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

#### 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク <選択肢〉 政府機関ではない [ ] 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している ①NISC政府機関統一基準群 3) 十分に遵守していない <選択肢> 4) 政府機関ではない 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない <選択肢> [ 十分に整備している ②安全管理体制 Γ 十分に整備している 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない <選択肢> ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職 Γ 十分に周知している 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 員への周知 3) 十分に周知していない <選択肢> 十分に行っている ] ⑤物理的対策 1)特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない <予防接種台帳管理システムにおける措置> ①予防接種台帳管理システムは、入退室管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(権限のあ る者のみ登録)を必要とする部屋に設置した施錠したラック内にサーバを設置し、保管している。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退 室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視 及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナント 具体的な対策の内容 との混在によるリスクを回避する。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退 室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への 保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関 等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ の国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関 するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

<b>⑥技</b> 征	析的対策 -	[	十分に	行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな		2) 十分に行っている
具体的な対策の内容		①行②ソ③ス く①②タ く①ワう②③ くし新・で くり等のす・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	接い接導接ソーテテフーササをにサし、がNウご部・チン報規イ以即領、都シ種。種入種フームムムアールー効、一て「マ接ィスか」ン接セ格ラでに域号道ス台(台し台を「連連連ルーババ率ロバい」イ続ル検ら、接種キをイの区のが府テートが、帳導、携携携の「一一的グー〇」がラチ『盗「記記」がて対分デ含県ム・機・帳・帳導・携携集の「一一のの一〇」がラチ『盗「記記」がて対分デ含県ム・	管外管入 基基基更 ププン解プS ポ末ェ電聴 記録り号で祈さーまいへ理/単型し 盤盤盤新 ララ包析ラ及 一へッ子、 録シィし求的れタれらのシンシパ おはは行 トト括をトミ ルウを請え ステ策いる策当、領特正スフスペ おはは行 トト行をトラド かった機い ム(の)ク検討・領域にアディディ は 下新う。 オオピラオバ られしばい ム(の)ク検討・	ム ムイムン 持/種 ーーに。一ウ・オスト能等(VRたラ時間の号は固りで のルでフ 措Wの ムム護 ムェ ン検マとが RSのめウ的で領化イ人セは サの利ァ 置や不 にです でア ラ出ル地起 S)はのド対い域処ン情スト 一東用イ /通正 おはる はに イソウダル まれ・一をるに理を報防	がにはうます。 でかっていていていていていていている。 でいっていていていていていていていていていていていていていていていていていていて	よ グ 正 セン レセ 導キ より AN 取発め、 なに慢り、ラ プ スめ スス 入ュ 〉、 回 扱運特 よ御検ア ム ロ 制に や制 しり ウ 回 い用定 うし検 で ブ 、 イ ・ ・ ツ 、 パ ・ ・ ア ・ ア に 関が個 にてい す で で で 、 イ ・ ・ ・ ク ・ ・ ア ・ ア ・ ア ・ ア ・ ア ・ ア ・ ア ・	ス定義ファイルの定期的な更 用いた暗号化通信を行うこと するガイドライン、政府機関 されており、情報セキュリティ 人情報の適切な取扱いに関
		(新型 •電子 •電子	╝コロナウィ <sup>2</sup> 交付アプリ	ノには、申請 ノとVRSとの	Ē予防接租 情報を記	証明書電子交付機能) 録しないこととしている。 号化を行うことにより、讠	<b>.</b>	秘匿及び盗聴防止の
<b>⑦バ</b> ソ	ックアップ	[	十分に	行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな		2) 十分に行っている
8事 周知	放発生時手順の策定・	[	十分に	行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな		2) 十分に行っている
施機関	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		発生なし	]		<選択肢> 1) 発生あり	2	?) 発生なし
	その内容							
	再発防止策の内容					▽ おむけ マン		
⑩死=	者の個人番号 	[	保管	している	]	<選択肢> 1) 保管している	2	?)保管していない
	具体的な保管方法		と同じ方法	たで、法令に	定める期間	間保管する。 		
その化	その他の措置の内容							

リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のまま保管され続けるリスク
リスクに対する措置の内容		・基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により随時更新される。 ・地方税関係情報については、課税年度単位で管理された情報が月次で更新される。 ・本人の申請等により、変更等が生じた場合はその都度データを更新している。 〈住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置〉 ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク
消去	手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	・保管期間を経過後、予防接種台帳管理システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報を順次消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、予防接種台帳管理システムに係る保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。・帳票については、本市の規定に基づき、保管・管理を適切に行い、廃棄時にはシュレッダー等による裁断又は焼却処理を行う。 〈住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置〉・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。
その他	也の措置の内容	_
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている   2)十分である 3)課題が残されている
特定個	■人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

# Ⅳ その他のリスク対策※

	てい他のリスク					
1. 監査						
①自记	己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的なチェック方法	・1年に1回、チェックシート等により自己点検を実施することとしている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。				
②監査	<u> </u>	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な内容	〈内部監査〉・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。 〈外部監査〉・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。				
2. 彼	業者に対する教育・福					
従業者	皆に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な方法	予防接種事業に関わる職員に対し、情報セキュリティに関する知識及び向上を図るため、定期的にセキュリティ研修等を実施する。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。				

#### 3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテ ラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を 実現する。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの 利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条 (市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとること ができる体制を構築する。

# V 開示請求、問合せ

1. 犋	. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先		<ul> <li>・健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1220</li> <li>・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108</li> </ul>			
②請3	<b>求方法</b>	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正 等の請求を受け付ける。			
	特記事項				
③手	<b>数料等</b>	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、実費を負担。 )			
④個人情報ファイル簿の公表		[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
	個人情報ファイル名	予防接種対象者関係情報ファイル			
	公表場所	川崎市ホームページ(https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html) (注)ただし、予防接種台帳システム稼働後の平成27年4月1日以降から保有			
⑤法=	<b>冷による特別の手続</b>				
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等					
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
①連絡先		健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1220			
②対/	芯方法				

# VI 評価実施手続

VI 計圖美心于於	
1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年12月9日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、川崎市ホームページ及び事務所管課において全項 目評価書を公開し、ファクス、郵送、持参、専用フォームにて意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和3年8月3日から9月2日までの31日間
③期間を短縮する特段の理 由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	評価書への反映事項はなし。
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年11月1日
②方法	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)において第三者点検を実施した。
③結果	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)から、次のとおり結果通知あり。 予防接種の実施等に関する事務に係る特定個人情報保護評価に関し、提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ基準にのつとり、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置がとられているものと考えます。
4. 個人情報保護委員会の	)承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	)変更箇所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I基本情報(5. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項 (主務省令事項を定める命令第10条第1号、第 2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項 (主務省令事項を定める命令第10条第1号、第 2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年8月12日	I基本情報(7. 評価実施機 関における担当部署 ①部 署)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当	健康福祉局保健所感染症対策課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I基本情報(7. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当感 染症担当課長 平岡 真理子	健康福祉局保健所感染症対策課長 小泉祐子	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1 予防接種対象者関係情報ファイル 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当	健康福祉局保健所感染症対策課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1 予防接種対象者関係情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元)	評価実施機関内の他部署(市民・こども局戸籍 住民サービス課 財政局市民税管理課)	評価実施機関内の他部署(市民文化局戸籍住 民サービス課 財政局市民税管理課)	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1 予防接種対象者関係情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体使用部署)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当、各 区役所保健福祉センター地域保健福祉課	健康福祉局保健所感染症対策課、各区役所衛生課	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(2予防接種健康被害救済給付関連ファイル 2.基本情報 ⑥事務担当部署)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当	健康福祉局保健所感染症対策課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日		評価実施機関内の他部署(市民・こども局戸籍 住民サービス課 財政局市民税管理課 健康 福祉局地域福祉部保険年金課 健康福祉局長 寿社会部介護採険課 健康福祉局障害保健福 祉部障害福祉課)	評価実施機関内の他部署(市民文化局戸籍住 民サービス課 財政局市民税管理課 健康福 社局地域福祉部保険年金課 健康福祉局長寿 社局部介護保険課 健康福祉局障害保健福祉 部障害福祉課)	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(2 予防接種健康被害救済給付関連ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当	健康福祉局保健所感染症対策課	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
	皿リスク対策(1予防接種対象 者関係情報ファイル 7. 特定 個人情報ファイルの保管・消 去 ⑤過去3年以内に、評価 実施機関において、個人情報 に関する重大事故が発生した か)	(省略)	(別紙(個人情報に関する重大事故について) に事案4及び事案5を追加)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	皿リスク対策(2予防接種健康 被害教済給付関連ファイル 7. 特定個人情報ファイルの 保管:消去 (9)過機関において、 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか)	(省略)	(別紙(個人情報に関する重大事故について) に事案4及び事案5を追加)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅳその他のリスク対策(1.監査 ②監査 具体的な内容)	<内部監査> ・総務局の情報セキュリティを所管する部署に おいて監査計画を策定し、情報統括監理者 (CIO)の責任において定期的に監査を実施す る。 (以下省略)	〈内部監査〉 ・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。 (以下省略)	事後	組織の名称等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
平成28年8月12日	V開示請求、問合せ(1. 特定 個人情報の開示・訂正・利用 停止請求 ①請求先)	·健康福祉局健康安全部健康危機管理担当 (省略) ·終務局情報管理部行政情報課(情報公開担 当) (以下省略)	·健康福祉局保健所感染症対策課 (省略) ·終務企画局情報管理部行政情報課(情報公 開担当) (以下省略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	V開示請求、問合せ(1. 特定 個人情報の開示・訂正・利用 停止請求 ④個人情報ファイ ル簿の公表 公表場所)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/160/page/00000 47748.html) (注) ただし、予防接種台帳システム稼働後の 平成27年4月1日以降から保有	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/00000 47748.html) (注)ただし、予防接種台帳システム稼働後の 平成27年4月1日以降から保有	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	V開示請求、問合せ(2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当(以下省略)	健康福祉局保健所感染症対策課(以下省略)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年12月28日	I基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第7号 ・別表第2の17の項、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項	<情報照会> ・番号法第19条第7号 別表第2 16の2の項、 17の項、18の項(主務省令を定める命令第13 条第1号及び第2号)及び19の項 〈情報提供〉 ・番号法第19条第7号 別表第2 16の2の項	事前	重要な変更
平成28年12月28日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎予防接種事務)	(省略)	・③~⑩を④~⑪に1ずつ繰り下げ・「予防接種管理システム」、「システム連携基盤」、「中間サーバ・」及び「情報提供ネットワーク」の間に「③予防接種履歴情報回答」の矢印(実線)を追加・「住民」、「予防接種合展管理システム」の間の「⑤実費に係る確認申請」と「⑦実費に係る確認申請」と「⑦実費に係る確認申請」と「⑦実費に係る確認申請」と「⑦実費に係る確認申請」と「⑦実費に係る確認申請」と「⑦実費に係る確認申請」と「⑦実費に係る確認申請」と「⑦実費に係る確認申請」と「⑦実費に係る確認申請」と「⑦実費に係る確認申請」と「⑦実費に係るを選挙を追加・「(備考)②の次に「③ 情報提供ネットワークリの間に「②予防接種履歴情報提供」の矢印「実線」を追加・「(備考)②の次に「③ 情報提供ネットワークシステムから、転入者等の予防接種履歴に関する情報を入手し管理する。」を追加・「(備考)の⑪の次に「⑤ 情報提供ネットワークシステムにより予防接種履歴に関する情報を	事前	重要な変更
平成28年12月28日	I基本情報((別添1)事務の 内容 ◎予防接種健康被害 救済給付関係事務)	(省略)	「住民」、「予防接種台帳管理システム」の間の「⑧健康被害審査結果の通知」と「⑨健康被害 救済給付の支給」の矢印を実線から点線へ変 更	事後	形式的な変更(誤表記の修正)であるため重要な変更に 当たらない
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係 情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(省略) ・接種記録については、接種を行った医療機関 から月次単位で入手する。	(省略) ・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手するとともに、転入者等については情報提供ネットワークシステムを使用して転入時又は転入から一定期間経過後等に入手する。	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更に該当しない項目の変 更)
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係 情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(省略) ・接種記録は、実施した医療機関から月次で入 手する。	(省略) ・接種記録は、実施した医療機関から月次で入手する。または転入者等の前住所地の市区町村における接種記録については、転入時又は前住所地の市区町村において接種記録を入手するまでのタイムラグを考慮して転入から一定期間経過後等に情報提供ネットワークシステムを使用して入手する。	事前	重要な変更に伴う変更(重要 な変更に該当しない項目の変 更)
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係 情報ファイル 3. 特定個人情 情報のスチ・使用 ⑧使用方法 情報の突合	(省略)	(省略) ・個人番号により転入者等の対象者情報と前住所地の市区町村における接種記録を突合し、当該転入者等の接種記録を確認・登録する。(使用方法②に該当)	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転で委託(件)ものを除く。)提供・移転の有無	[ ]提供を行っている ( )件 [ ]移転を行っている ( )件 [ ○ ]行っていない	[ ○ ]提供を行っている ( 1)件 [ ○ ]移転を行っている ( 1)件 [ ]行っていない	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更に該当しない項目の変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	(新規)	都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 6の2項 ②提供先における用途 予防接種法による予防接種の実施に関する 事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 予防接種法による予防接種の実施に関する 情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の節囲 予防接種に基づく予防接種の対象者及び 当該者と同一の世帯に属する者 「報提供オットワークシステム つ時期・頻度 照会を受けた都度	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更に該当しない項目の変更)
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係 情報ファイル 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	(新規)	こども未来局こども支援部こども保健福祉課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条 第2項又は第3項 ②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条 第2項に規定される事務(母子保健法による保 関連を表して、の表して、の表して、 関連で定めるもの) ③移転する情報 の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 予防接種法に基づぐ予防接種の対象者(母子の対別に限る。)及び当該者と同一の世帯に属する者 (の移転方法 庁内連携システム () 下内連携システム () 下内連携システム () 下内連携システム () 下内連携システム () 下時間・頻度 照会を受けた都度	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更に該当しない項目の変 更)
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係 要 1 予防接種対象者関係 情報ファイル、2 予防接種健康被害救済給付関連ファイル 6、特定個人情報の保管・消 去 ③消去方法	(省略) <ンステム連携基盤における措置> (システム連携基盤の特定個人情報(副本) は、原本である業務システムの特定個人情報 の消去と同期を取って、データベースから消去 する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者等が特定個人情報を消去することは無い。(以下省略)	(省略)  (3年)  (3年)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
平成28年12月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転く委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対第 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転・委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1		【特定個人情報の提供・移転の記録】記録を残している 【具体的な方法】・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通の実行処理結果が記録される仕組みになっている。・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転たについて記録を残している。 【特定個人情報の提供・移転先について記録を残している。 【特定個人情報の提供・移転に関するルール】定めている 【ルールの内容及びルール遵守の確認方法】・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づ公条例に規定される事項に限り提供又は移転する。・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。 【リスクへの対策は十分か】 十分である	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5、特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2	(新規)	【リスクに対する措置の内容】 ・業務所管課によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつどの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録管理している。 ・システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。 【リスクへの対策は十分か】	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報ファイル 5. 特定個別では、100円である。 対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個別では、5. 特定個別では、5. 特定個別では、5. サースクステムを報告性を除く。)リスク3	(新規)	【リスクに対する措置の内容】 ・担当職員への特定個人情報保護についての 周知徹底を行う。 ・特定個人情報の提供・移転時には、複数の担当者による等、人内容の確認を行う。 ・閲覧、データ提供については、許可書、依頼書等で管理している。庁内連携システム等によるデータ提供は、システム上、許可された提供たにのみ提供されるよう制限している。・システム連携基盤では、あらかじめ設定された提供・移転先のみが連携可能となっており、また、すべての情報を連携することができない仕組みとなっている。 【リスクへの対策は十分か】	事前	重要な変更
平成28年12月28日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク5	(新規)	【リスクに対する措置の内容】 〈システム連携基盤における措置〉 ①(省略) ②(省略) 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ①(省略) ③(省略) ④(省略) ④(省略) ①(省略) 「リスクへの対策は十分か】	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 6. 情報提供ホリワークシステムとの接続リスク6	(新規)	【リスクに対する措置の内容】 <システム連携基盤における措置> ①(省略) ②(省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①(省略) <中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ①(省略) ②(省略) ②(省略) ③(省略) ①(省略) 【リスクへの対策は十分か】	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 6・情報提供ネットワークシステムとの接続リスク7	(新規)	【リスクに対する措置の内容】 <ンステム連携基盤における措置> (省略) (中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①(省略) ②(省略) ③(省略) [リスクへの対策は十分か】 十分である	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I基本情報 1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	[概要] 予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記錄の管理・保管及び健康被害教済給付に関する事務を行う。 [法的根拠] 番号法第9条第1項 [事務の具体的内容] ①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務 対象者への接種勧奨、予防接種の実態、医療機関 収、医療機関での予防接種の実施、医療機関 への接種委託料の支払い、接種記錄の管理・保管に関する事務を行う。 ②予防接種による健康被害教済給付に関する事務 予防接種による健康被害教済給付に関する事務 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの申請、申請内容の調査・厚生労働省への進達、厚生労働省における審議 結果の健康被害者からの申請、申請内容の調査・厚生労働省への進達、厚生労働省における審議	【概要】予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【法的根拠】番号法第9条第1項 【事務の具体的内容】 対象者への接種勧要、予防接種の実費徴 収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種製売が、接種記録の管理・ 保管に関する事務を行う。	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	I基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	1 予防接種対象者関係情報ファイル、2 予防接種健康被害救済給付関係ファイル	予防接種対象者関係情報ファイル	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	I基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ① 事務実施上の必要性	1 予防接種対象者関係情報ファイル ・予防接種の対象者・予防接種の実施記録等 の情報の正確な把握かつ適正な管理を行うため。 ・対象者の情報を正確に把握することで、公平・公正な実費徴収を行うため。 2 予防接種健康被害教済給付関連ファイル・ ・予防接種を受けたことによる健康被害を受けた場合に行う健康被害教済の給付事務について、支給を受ける者や支給の請求を行う者の情報を正確に把握するため。	・予防接種の対象者・予防接種の実施記録等の情報の正確な把握かつ適正な管理を行うため。 ・対象者の情報を正確に把握することで、公平・公正な実費徴収を行うため。	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	I基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ② 実現が期待されるメリット	1 予防接種対象者関係情報ファイル ・予防接種対象者関係情報ファイル ・予防接種の対象者であることを確認し、対象 者と受けた予防接種の記録を紐づけることで、 接種記録の管理・保管等について効率的な事 務が可能となる。 ・予防接種の対象者であることを確認し、対象 者と地方税関係情報を紐づけることで、実費。 ・対象者の接種歴を管理することで、未接種延 収における公平な負担の確保が可能となる。 ・対象者の接種歴を管理することで、未接種延 防止のために確保すべき一定の予禁生及び接種率と なるよう接種率向上の取り組みを強化できる。 ・番号制度の導入により、情報提供ネットワー クを通じて他市町村の地方税情報所管課 う方税関係情報を無限会することで、市民の負 期書等の取得が不要となることで、市民の負担軽減につながる。 2 予防接種健康被害を受けた場合に行う健康被 軽減につながる。 2 予防接種健康被害を受けた場合に行う健康被 音教済の結ず事務について、支給を受ける者 を支給の請求を行う者が届まる際の添付書の 類が簡素化されることで、市民の負担軽減につ ながる。	・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と受けた予防接種の記録を紐づけることで、接種記録の管理・保管等について効率的な事務が可能となる。・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と地方税関係情報を紐づけることで、実費徴収における公平な負担の確保が可能となる。・対象者の接種歴を管理することで、未接種者を迅速に把握でき、聴染症の発生及びまん延防止のために確保すべき一定の予防接種率となるよう接種率向上のり組みを強化できる。・番号制度の導入により、情報提供ネットワークを通じて他市町村の地方税情報所管課へ地方税関係特数を照会することが可能となり、実費徴収における実費免除証明のための所得証明書等の取得が不要となることで、市民の負担軽減につながる。	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	I基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第7号 別表第2 16の2の項、17の項、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項 <情報提供> ・番号法第19条第7号 別表第2 16の2の項	<情報照会>・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項主務省令を定める命令第12条の2第1号、第2号及び第3号、17の項主務省令を定める命令第12条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項(主務省令を定める命令第13条の2第1号及び第2号) <情報提供>・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号、第2号及び第3号)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成29年7月31日	I基本情報 (別添1)事務の 内容	<ul><li>◎予防接種事務</li><li>(省略)</li><li>◎予防接種健康被害救済給付関係事務</li><li>(省略)</li></ul>	◎予防接種事務 (省略)	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係 情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	1 予防接種対象者関係情報ファイル	予防接種対象者関係情報ファイル	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2 予防接種健康被害救済 給付関連ファイル 1~7	(省略)	(削除)	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	1 予防接種対象者関係情報ファイル	予防接種対象者関係情報ファイル	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 予防接種健康被害救済給付関連ファイル 1~7	(省略)	(削除)	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	V開示請求、問合せ(1. 特定 個人情報の開示・訂正・利用 停止請求 ④個人情報ファイ ル簿の公表 個人情報ファイ ル名)	予防接種対象者関係情報ファイル、予防接種 健康被害救済給付関係ファイル	予防接種対象者関係情報ファイル	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
令和2年3月30日	I基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携	<情報照会>・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項主務省令を定める命令第12条の2第1号、第2号及び第3号)、17の項主務省令を定める命令第12条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第6号及び第7号)、18の項主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項主務省令を定める命令第13条の2第1号及び第2号)<情報提供>・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号、第3号)	<情報照会> ·番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項注務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)、17の項(主務省令を定める命令第12条の3第1号、第2号及び第3号)、18の項注務省令を定める命令第13条の2第1号及び第2号)及び19の項(主務省令を定める命令第13条の2第1号及び第2号) ·番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項注務省令を定める命令第12条の2の1号及び第2号)及び16の3の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)及び16の3の項(主務省令を定める命令第12条の2の2)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和2年3月30日		システム障害対応、問合せに対するサポート対応、バッケージシステムのレベルアップ対応、クライアントOS・ブラウザの更新対応、システムの定期点検、最新動向や重要な制度改正に伴う情報提供等	システム障害対応、問合せに対するサポート対応、パッケージシステムのレベルアップ対応、クライアントOS・ブラウザの更新対応、システムの定期点検、最新動向や重要な制度改正に伴う情報提供、制度改正に伴うプログラム改修、機器更新に伴うデータ移行等	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日		番号法第19条第7号 別表第2 6の2項	番号法第19条第7号 別表第2 16の2の項	事後	法令の題名等の形式的な変 更であるため重要な変更に当 たらない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	(新規)	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 16の3の項 ②提供先における用途 予防接種法による予防接種の実施に関する 事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の節囲 予防接種法に基づく予防接種の対象者及び 当該者と同一法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年12月9日	評価書名	予防接種法による予防接種の実施等に関する 事務 全項目評価書	予防接種の実施等に関する事務 全項目評価 書	事前	
令和3年12月9日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	予防接種法による予防接種の実施等に関する 事務	予防接種の実施等に関する事務	事前	
令和3年12月9日	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	【概要】予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【法的根拠】番号法第9条第1項 【事務の具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関 収入を療機関での予防接種の実施、医療機関 に野び支払い、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。	【概要】 ・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、対象者への接種動奨、 予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種履歴の管理・保管に関する事務を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種事務・プクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種可実施後に接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種 証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	I基本情報 2. 特定個人情 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システ ム1 ②システムの機能	1 対象者管理機能 定期予防接種の対象者情報を更新し、接種	1 対象者管理機能 予防接種の接種勧奨を行うための通知送付 対象者抽出機能。 2 接種歷管理機能 対象者の受けた予防接種情報を管理・保管 する機能。 3 予防接種履歴照会・証明書発行機能 接種履歴や通知の発送履歴の照会、予防接 種依頼書や証明書等帳票の発行を行う機能。 4 集計・統計機能 予防接種種類別・接種医療機関別の集計、 国への事業報告書の作成する機能。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	I基本情報 2. 特定個人情 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システ ム4 ①システムの名称	(新規)	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	I 基本情報 2. 特定個人情 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システ ム4 ②システムの機能	(新規)	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者接種券発行登録・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定・他市区町村への接種記録の照会・提供・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	I基本情報 2. 特定個人情 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システ ム5 ①システムの名称	(新規)	サービス検索・電子申請機能	事前	
令和3年12月9日	I基本情報 2. 特定個人情 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システ ム5 ②システムの機能	(新規)	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	
令和3年12月9日	I基本情報 4. 特定個人情ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と受けた予防接種の記録を紐づけることで、接種記録の管理・保管等について効率的な事務が可能となる。 ・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と地方税関係情報を紐づけることで、実費徴収における公平な負担の確保が可能となる。・対象者の接種歴を管理することで、未接種を迅速に把握でき、感染症の発生及びまん遅れのために確保すべき一定の予防接種率となるよう接種率向上の取り組みを強化できる。・番号制度の導入により、情報提供ネットワークを通じて他市町村の地方税情報所管課へ地支援関係情報を実費を設定して、市民の負担軽減につながる。	(略) ・番号制度の導入により、情報提供ネットワークを通じて他市町村の地方税情報所管課へ地方税関係情報を照会することが可能となり、実費領収における実費免除証明のための所得証明書等の取得が不要となることで、市長種履歴を照会することが可能となり、転入者に対して新たに接種券を発行する時などに迅速に対応可能できる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	I基本情報 5. 個人番号の 利用	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項 (主務省令事項を定める命令第10条第1号、 第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項及び93 の2の項第9条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務における ワク チン接種記録システム(VRS)を用いた情報提 供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	I基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> ·番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)、17の項(主務省令を定める命令第12条の3第1号、第2号及び第3号)、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第3条の2第1号及び第2号)及び19の項(主務省令を定める命令第13条の2第1号及び第2号) ·番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)及び16の3の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)及び16の3の項(主務省令を定める命令第12条の2の2)	<情報照会> ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、 16の3項、17項、18項、19項及び115の2 項 <情報提供> ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、 16の3項及び115の2項	事前	
令和3年12月9日	(別添1)事務連絡	I 予防接種事務	I 予防接種事務 Ⅱ 新型コロナワクチン予防接種事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未满	100万人以上1,000万人未满	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	予防接種法に基づく予防接種の対象者及び当 該者と同一の世帯に属する者	・予防接種法に基づく予防接種の対象者及び 当該者と同一の世帯に属する者 ・新型インリルエンザ等対策特別措置法に基づ 〈予防接種の対象者	事前	
令和3年12月9日	■特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	予防接種法に基づく定期予防接種対象者であることの管理、対象者の接種記録を適正に管理、保管、予防接種の実費負担の有無を決定するために必要	予防接種対象者であることの管理、対象者の 接種記録を適正に管理・保管、予防接種の実 費負担の有無を決定するために必要	事前	
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、庁内連携システム、情報提供ネットワーク システム	紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能)	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・連絡先情報については、庁内連携システムを使用して随時又は本人等から申請を受けた都度入手する。 ・業務関係情報の地方税関係情報については、庁内連携システムを使用して月次単位で取得又は情報提供ネットワークシステムを使用して申請を受けた都度入手する。 ・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手するとともに、転入者がらり次単位で入手するとともに、転入者については情報提供ネットワークシステムを使用して転入時又は転入から一定期間経過後等に入手する。	※次の文言を追加 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 (④) 入手に係る妥当性	・連絡先情報を庁内連携システムを使用して入手する場合、評価実施機関の他部署で既にか手している情報であり、対象者の申請や他部署で既になるため、随時入手する。 ・業務関係情報の地方税関係情報を庁内連携を原内の連携であり、対象者の申請を管理の場合、評価機関の他部署で既に入手している情報であり、システムを使用して入手する場合、評価実施機関の他部署で既に入手している情報であり、システムを使用して入手する。・連絡先情報及び地方税関係情報を本人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度利害により申請を行うため、情報は申請を受けた都を検討を表していては、転入時での市区時に所地の市区町村において接種記録を入手する。または転入録といては、転入時の市区でのタイムラグを考慮していることを使用して入手する。	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 -当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) -当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) -新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・他の機関から入手する場合:番号法第19条7号。 ・他部署から入手する場合:番号法第9条第2項 に基づく条例 ・本人から入手する場合:本人を通じて入手することとし、利用目的を本人に明示する。		事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3.特定個人情報の入手・使用(⑦使用の主体 使用部署)	健康福祉局保健所感染症対策課、各区役所衛生課	健康福祉局保健所感染症対策課、健康福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン調整室、各 区役所衛生課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 優使用方法	①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等 の申請内容等を予防接種台帳管理システムに 登録し、登録された情報を基に予防接種法に 基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の 実費の有無を確認する。 ②接種記録の管理・保管 予防接種台帳管理システムに接種記録を登 銭し、接種記録の管理及び保管を行う。 ③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関 信情報等の予防接種台帳管理システムに登録 された情報を基に、予防接種費用の実費に係 る免除対象者の確認及び確認結果の通知を行う。	の交付の際、接種記録を照会するために特定	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・住民コードにより住民票関係情報と地方税関係情報を突合し、対象者の資格を確認する。(使用方法①及び③に該当)・予防接種事業用整理番号により住民票関係情報と対象者情報を確認する。(使用方法②に該当)・個人番号により本人等の申請内容、住民関係情報、地方税関係情報を突合し、実費に係る免除対象者の確認を行う。(使用方法③に該当)・・個人番号により転入者等の対象者情報と前住所地の市区町村における接種記録を確認・登録する。(使用方法②に該当)	※ 次の文言を追加 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記 線を転出先市区町村に提供するために、転出 先市区町村から個人番号を入手し、当市の接 種配場と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の 提供に関して同意が得られた場合のみ当処理 を行う。)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用方法 情報の統計分析	特定の個人を判別しうるような情報の統計は行わない。	特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの概の取扱いの委託 委託の有無	委託件数1件	委託件数2件	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託 ②取扱いを委託 委託事項1 ②取扱いを委託する個人情報ファイルの範囲対象となる本人の数	10万人以上100万人未满	100万人以上1,000万人未满	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	II特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託のの委託 委託事項1 (②取扱いを委託する個人情報ファイルの範囲対象となる本人の範囲	予防接種法に基づく予防接種の対象者及び当 該者と同一の世帯に属する者	予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に 属する者	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社 川崎支店	富士通Japan株式会社 川崎支店	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年12月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	(新規)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(2件)	提供を行っている(4件)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	(新規)	新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種事務に関する情報の提供	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先4	(新規)	新型子コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務に関する情報の提供	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	■特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所	〈予防接種台帳管理システムにおける措置> ①予防接種台帳管理システムは、入退室管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(権関のある者のみ登録)を必要とする部屋に設置した施錠したラック内にサーバを設置し、保管している。 ②サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 〈システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 〈中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管置された中間サーバーのデータベース内に保存される。	のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管する。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日		〈予防接種台帳管理システムにおける措置〉 ①保管期間を経過後、予防接種台帳管理システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報を順次消去する。 ②ディスク交換がハード更改等の際は、予防接種台帳管理システムに係る保守を行う事業者において、保存された情報が読み出してきないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 〈システム連携基盤における措置〉 ①システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報(副本)は、原本で記事と個人情報を消去することは無い。また、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者等が特定個人情報を消去することは無い。また、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者等が特定個人情報の消去は地方公共の保存された情報が読み出してきないよう、物理の場合が表別である。 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作にようっ物しできないよう、に消去する措置〉 ②でィスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。プィスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出する。	※ 次の文言を追加  〈サービス検索・電子申請機能における措置 〉・LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管後、速やかに完全消去する。・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 〈リクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。・自機関の領域に保管されたデータは、他機関の領域に保管されたデータは、他機関があるとができない。 ※グラウドサービスは、laaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行 カスクコンク対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申請の際、内容や本人 ・申請内容等と予防接種台帳管理システムの 登録情報との確認を行うことにより、申請内容 の確認を行う。 ・予防接種台帳管理システムでは、予防接種 法に基づく予防接種の対象者及び当該者と同 一の世帯に属する者の情報を管理するため、 それ以外の者の情報は入手することはできない。	※ 次の文言を追加  <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉・転入者を入からの個人番号の入手当市の転入番号に入手で、無知の大手の時間を表現会するために、個人番号を入手当市の転針を開発した。本人確認書類を認同意書等により本人同意と確認書類を認同意書等により本人同意と確認書類を認同意書等により本人同意と確認書類を認同意書等により本人同意と確認書類を認同意書等により本人同意と確認書類を確認と同意書等により本人同意と確認書類を確認と同意書等により本人同意とで、対象者以外の情報の入手を防止生るのに、対象者以外の情報の入手を防止する。・転出先市区町村からの個人番号の入手書記録を転出先市区町村からの個人番号の入手書記録を転出先市区町村から個人番号を入手するが、同意なを出生ので、提供するため、同意など、大きの下で、大きのでは、大きの下で、大きのでは、大きの下で、大きのでは、大きをして、大きのでは、大きをして、大きのでは、大きを表して、大きのでは、大きを表して、大きのでは、大きを表して、大きのでは、大きを表して、大きないと、ときを確認することで、対象者に、まを達した。というに、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、まを表して、また。また、また。また、また。また、また。また、また。また、また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。ま	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行 われるリスク 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容	・予防接種業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・申請書類については、必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等を工夫する。	※ 次の文言を追加  <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスクリスクリスクに対する措置の内容	・申請書類等本人等を通じて入手する場合は、 説明書等を用いて利用目的を本人に明示する。 ・予防接種台帳管理システムを利用する職員 を限定し、個人ごとにユーザD及びパスワード による認証を行っている。また、認証後は、利 用者権限を設定することによって、入手可能な 情報に制限をかける。 ・アクセスログを取得し、定期的に確認を行う。	※ 次の文言を追加  〈住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置〉 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子中時データを送信するためには、個人番号付電子中にの署を送信するためには、名号を送信するためには、他人のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を打したいか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負よう措置を講じている。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追別方針と対していたできないようにアクサンは、市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情 報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	※ 次の文言を追加  〈住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置〉・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子追明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情 報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・氏名・住所・生年月日等の個人番号以外の情報を複合的にチェックする。 ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業を行う。 ・入力した原本(申請書類等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックを行う。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申請書類等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管する。	<住民がマイナポータルからオンラインで申請	事前	
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個 人情報が漏えい・紛失するリ スク リスクに対する措置の内容	・申請書類等は、対象者又は当該者と同一の世帯に属する者から受理することを原則とし、それ以外の代理人については、書面により対象者から委任を受けたことを確認できる者であり、かつ代理人の本人確認を行う。・特定個人情報が記載された申請書類等は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。	※ 次の文言を追加  <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置>・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけ るその他のリスク及びそのリ スクに対する措置	(新規)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ アクセスできるように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐づけが行われるリスク事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・予防接種台帳管理システムは予防接種事業を行う上で必要な情報のみを保持しており、必要のない情報は記録できないため、紐付けが行われることはない。 ・情報管理責任者により、利用する職員ごとに業務単位で利用者権限を設定することで、アクセスできる情報を制限している。	※ 次の文言を追加  <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者によっ て工に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的 な管理方法	・予防接種台帳管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている	※ 次の文言を追加  〈住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置〉 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。以下の対策を講じている。 ・セスカテン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクテン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ロクチン接種記録システム(VRS)におけるのログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。・・ワクテン接種記録システム(VRS)へのログイン問節は、ユーザID・パスワードにて行う。・・ワクテン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス	・アクセス権限の発効・失効の管理は、所管課 からの報告により実施する。	※ 次の文言を追加	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス	(新規)	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行っている。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク1: 不正な提供・移転 が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の 記録 具体的な方法	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。・システム連携基盤では、特定個人情報の提供、移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	※ 次の文言を追加  〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 5. 特定個人情報の提供・移 リスク2: 不適切な方法で提 供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・業務所管課によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつどの端末から、との情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録管理している。 ・システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。	※ 次の文言を追加  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5、特定個人情報の提供・移転 リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクリスクに対する措置の内容	・担当職員への特定個人情報保護についての 周知徹底を行う。 ・特定個人情報の提供・移転時には、複数の担 当者による等、内容の確認を行う。 ・閲覧、デック提供については、許可書、依頼 書等で管理している。庁内連携システム等によ るデータ提供は、システム上、許可された提供 たにのみ提供されるよう制限している。 ・システム連携基盤では、あらかじめ設定され た提供・移転先のみが連携可能となっており、 また、すべての情報を連携することができない 仕組みとなっている。	※ 次の文言を追加  <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードでは、該当者がいないため、誤った市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村では、該当者が、ないため、誤った市区町村では、該当者が、となっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5、特定個人情報の提供・移転特定個人情報の提供・移転付委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規)	〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉     ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。     ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入者について、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消リスク1: 特定個人情報の漏えい滅失・毀損リスク⑤物理的対策 具体的な対策の内容	〈予防接種台帳管理システムにおける措置〉 ①予防接種台帳管理システムは、入退室管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(権限のある者のみ登録)を必要とする部屋に設置した施錠したラック内にサーバを設置し、保管している。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ①システム連携基盤における措置〉 ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電では「備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 本付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 「中間サーバー・ブラットフォームをデータセンターは禁疑し、設備では、からでは、また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他デナントとの混在によるリスクを回避する。	る。  〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 〉 ①中間サーバー・ブラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。  〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7、特定個人情報の保管・消 リスク1:特定個人情報の漏 リスクは大い滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤では、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。	※ 次の文言を追加  〈住民がマイナポータルからオンラインで申請 する場合の措置> ・LGWAN接続端末へのウィルス検出ソフトウェ ア等の導入により、ウィルス定義ファイルの定 期的な更新及びウィルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体を との間は、LGWANの回線を用いた暗号化通信 こらないようにしている。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措 同クチン接種記録システム(VRS)における措 同クチン接種記録システム(VRS)における措 同クチン接種記録システム(VRS)における措 問かの適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定の対策を満たしている。 ・論理的に安分された当市の領域にデータを ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・・・当該領域のデータは、市号化処理をする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク・リスクに対する措置の内容	・基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により随時更新される。 ・地方税関係情報については、課税年度単位 で管理された情報を月次で更新される。 ・本人の申請等により、変更等が生じた場合は その都度データを更新している。	・基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により随時更新される。・地方税関係情報については、課税年度単位で管理された情報が月次で更新される。・本人の申請等により、変更等が生じた場合はその都度データを更新している。 く住民がマナポータルからオンラインで申請する場合の措置>・・LGWAN接続端末は、基本的には、個番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請待報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3:特定個人情報が消 去されずいつまでも存在する リスク ・手順の内容	・保管期間を経過後、予防接種台帳管理システムの保守・連用を行う事業者において、特定個人情報を順次消去する。・ディスク交換やハード更改等の際は、予防接種台帳管理システムに係る保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。・帳票については、本市の規定に基づき、保管管理を適切に行い、廃棄時にはシュレッダー等による裁断又は焼却処理を行う。	※ 次の文言を追加  〈住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置〉・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	
令和3年12月9日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	・1年に1回、チェックシート等により自己点検を実施することとしている。  く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置  ① 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	※ 次の文言を追加  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	IV その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的なチェック方 法	く内部監査>・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(GIO)の責任において定期的に監査を実施する。・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。 く外部監査>・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善の措置を検討・実施する。 く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 ・連用規則等に基づき、中間サーバー・ブラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	※ 次の文言を追加  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 発従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	予防接種事業に関わる職員に対し、情報セキュリティに関する知識及び向上を図るため、定期的にセキュリティ研修等を実施する。 く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・ブラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。②中間サーバー・ブラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	※ 次の文言を追加 《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置》  和開官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > (1)中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	※ 次の文言を追加  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和3年12月9日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先1	提供先1 市町村長	提供先1 市区町村長	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先3	提供先3 市町村長	提供先3 市区町村長	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	I基本情報 2. 特定個人情 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システ ム4 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録・接種部録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定・他市区町村への接種記録の照会・提供・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	※ 次の文言を追加 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の電子申請受付・電子交付の実施	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	(別添1)事務内容	I 予防接種事務 II 新型コロナワクチン予防接種事務	Ⅱ 新型コロナワクチン予防接種事務に予防 接種証明書の電子交付アプリに関する記載の 追加	事後	特定個人情報体護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	<ul><li>Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用</li><li>②入手方法</li></ul>	紙、庁内連携システム、情報提供ネットワーク システム、その他(ワクチン接種記録システム (VRS)、サービス検索・電子申請機能)	紙、庁内連携システム、情報提供ネットワーク システム、その他(ワクチン接種記録ンステム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・ 電子申請機能)	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3.特定個人情報の入手・使用3人手の時期・頻度	会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得	《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務》 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村 へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ 入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転 出先市区町村から個人番号を入手する。(番号 法第19条第16号) ・教型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付のため、接種者から交付申請があった 場合のみ入手する。	《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務》・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・他の機関から入手する場合:番号法第19条8号。 ・他部署から入手する場合:番号法第9条第2項に基づく条例・本人から入手する場合:本人を通じて入手することし、利用目的を本人に明示する。・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・技種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	※ 次の文言を追加 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 優使用方法	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務》 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出 先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日		(空欄)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	亜 4 特定個人情報ファイル	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理 等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個 人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託 する特定個人情報ファイルの 範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの季託	[O]その他(LG-WAN回線を用いた提供)	[〇]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所	くワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティ対策を講じている。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・」、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	※ 次の文言を追加 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末に は、申請情報を記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	(別添2)ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種に関する記録項目> 接種記録情報 接種回(1回目/2回目)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 接種記録情報 接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手が行力れるリスク カ大宇に個人情報の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	種事務における追加措置〉 ・転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ 接種配録を照会するために、個人番号を入手 する際は、新接種券発行申請書業接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書を取得し、さらに、器一場では、対象者以外の情報の入手を防止する。・転出先市区町村からの個人番号の入手を助止・あいの転出者について、当市からの転出者について、当市からの転出者について、当市からの転出者について、本人に同意が表した。転のでは、転記が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を適近子防族種証を報うといて、新型コレナウイン及際染金元子の個人が表ので、新型コレナウインス感染を正子防接種証をで、新型コレナウスの個人イルス感染を正子防接種証をで、大きないて、新型コロナウイルス感染を発していて、新型コロナウイルス感染を発していて、新型コレナのを分にして、新型コレナのとめに個人番号を入手するのを分付のために個人のといる。また、表して、大きに、大きに、大きに、大きを確認するのと、大きに、大きを確認する。	当市からの転出者について、当市での接種 記録を転出先市区町へ提供するために、転出 先市区町村から個人番号を入手するが、その 際は、転出先市区町村において、住民基本台 帳等により照会対象者の個人番号であることを 確認した情報を、ワクチン接種記録システム (VRS)を通じて入手する。 ※ 次の文言を追加 ・転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村 から接種記録を入手するが、その際は、当市に おいて住民基本台帳等により照会対象者の個 人番号であることを確認し、当該個人番号に対 応する個人の接種記録のみをワクチン接種記	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日		・予防接種業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・申請書類については、必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等を工夫する。 く住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> 住民がサービス検索・電子申請機能の画の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	※ 次の文言を追加  <ワクチン接種記録システム等における追加 措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手 が行われるリスク リスクに対する措置の内容	くワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	※ 次の文言を追加 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 電子交付機能) 当該機能では、専用アブリからのみ交付申請 を可能とする。アブリの改ざん防止措置を講じ ることで、意図しない不適切な方法で特定個人 情報が送信されることを避ける。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情 報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。 く住民がマナポータルからオンラインで申請する場合の措置>・・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号カードの署名用電子証明書による電例基等カードの署名用電子部明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地入地域を発表を付すこととなり、電子署名は付き済の個人を書き付電子申請データを領した地入地域を実施することとなる。これにより、本人確認を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	※ 次の文言を追加  <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助AP)を暗証番号入による三要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	リスク3:人手した特定個人情報が不正確であるリスク	の照合を行い、入力チェックを行う。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申請書類等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管する。 く住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにし	※ 次の文言を追加  《ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電チ交付機能)・ ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個 人情報が漏えい・紛失するリ スク リスクに対する措置の内容	< ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	※ 次の文言を追加 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3、特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけ るその他のリスク及びそのリ スクに対する措置	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限 に限定している。具体的には以下の3つの場面 に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村 な接種記録を照会するために、転入者本人か ら個人番号の提供の同意が得られた場合のみ 入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出もにして、当市での接種記録を転出するために、個 番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手 し、使用する。 ・と使用する。 ・と使用する。 ・と使用する。 ・と使用する。 ・とでは、個人番号を入手 し、使用する。 ・とでは、個人番号を入手 し、使用する。	(新空コロアソイル人際栄祉対象に係る予防接種事務における追加措置) ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 4、特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	種事務における追加措置〉 当市、国、当該システムの運用保守事業者の 三者の関係を規定した「ワクチン接種記録シス テムの利用にあたっての確認事項(規約)」に 同意することにより、当該確認事項に基づき、 ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個 人情報の取扱いを当該システムの運用保守事 業者に委託することとする。		事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク2: 不適切な方法で提 供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉・転出元市区町村への個人番号の提供当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置》 ・転出元市区町村への個人番号の提供当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村が個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 5、特定個人情報の提供・移 転 リスク3: 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、誤った 相手に提供・移転してしまうリ スク リスクに対する措置の内容	加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村 から接種記録を入手するため、転出元市区町村 村へ個人番号を提供するが、その際は、個人 番号と共に転出元の市区町村コードを送信す る。そのため、仮に誤った市区町村コードを固 人番号と共に送信したもしても、電文を受ける 市区町村では、該当者がいないため、誤った市	〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村本個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを選合人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 7. 特定個人情報の保管・消 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対 策の内容	くワクチン接種記録システム(VRS)における措置)フケン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・電子交付機能)・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	IV その他のリスク対策 1. 監査 2・従業者に対する教育・啓発 3. その他のリスク対策	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象
令和5年1月25日	I 基本情報 7.評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	感染症対策課長	感染症対策担当課長	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/160/page/00000 47748.html)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/00000 47748.html)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	<ul><li>Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要</li><li>2. 基本情報 ⑥事務担当部署</li></ul>	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④使用の主体 使用部署	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 基本情報 7.評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	感染症対策担当課長	予防接種企画担当課長	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II ファイルの概要 3. 特定個 人情報の入手・使用 ⑦使用の主体・使用部署	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当、 健康福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン調整室、各区役所衛生課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当、 健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担 当、各区役所衛生課	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IIファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	こども未来局こども支援部こども保健福祉課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報ファイルの 保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報ファイルの 保管:消去 ⑤過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を 参照	(空欄)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報ファイルの 保管・消去 ③過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関	別紙(個人情報に関する重大事故について)を 参照	(空欄)	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先	・健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地電話番号: 044-200-2440 *総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当)住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-1220 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報 管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108		重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ 1. 特 定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求 ②請求方法	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正 等の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個 人情報の保護に関する法律施行条例に基づく 開示・訂正等の請求を受け付ける。		重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V開示請求、問合せ 1. 特 定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求 ④個人情報ファ イル簿の公表 公表場所	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/00000 47748.html) (注) ただし、予防接種台帳システム稼働後の 平成27年4月1日以降から保有	川崎市ホームページ (https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000 152460.html) (注) ただし、予防接種台帳システム稼働後の 平成27年4月1日以降から保有	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	·健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2440	・健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地電話番号: 044-200-1220	事後	重要な変更に該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない